

令和 6 年度

霧島市新型コロナウイルス感染症関連

制度資金に係る商工業者融資支援事業

申請要領・よくあるご質問(Q&A)

- 申請要領 …… P 1～P 5
- Q & A …… P 6～P11

霧島市商工観光部 商工振興課

令和 6 年 9 月

申請要領

1 霧島市新型コロナウイルス関連制度資金に係る商工業者融資支援事業について

コロナの影響の長期化や物価高など厳しい状況の中、実質無利子・無担保の新型コロナウイルス関連融資（いわゆるゼロゼロ融資）の返済が本格化しています。

アフターコロナに向け、市内の商工業者が安心して事業が継続できるよう、借入金に関する返済や経費の負担軽減を図るために、ゼロゼロ融資の借換等の際に新たに負担が生じる利子や保証料に対して補助を行う事業となります。

2 対象者

以下の(1)～(7)をすべて満たすものとなります。

- (1) 【3.対象となる制度資金】に掲げる資金のうち、次のいずれかに該当する場合。
 - ア. (1)を、令和6年2月1日以降に、鹿児島県中小企業制度資金の「伴走支援型借換支援資金」へ借り換えていること。
 - イ. (1)を、令和6年2月1日以降、6月30日までに条件変更を行っていること。
 - ウ. (2)～(5)を、令和6年2月1日以降、6月30日までに株式会社日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」へ借り換えていること。
 - エ. (6)を、令和6年2月1日以降、6月30日までに株式会社商工組合中央金庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」へ借り換えていること。
- (2) 補助金の申請日又は委任日において、上記(1)の資金の借入が継続しており、かつ、現に市内で事業を継続し、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 政治団体、宗教上の組織又は団体ではないこと。
- (5) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (6) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (7) 補助金の趣旨に照らし、補助金を交付することが適当であること。

3 対象となる制度資金

対象となる制度資金は、次に掲げる制度資金です。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金から借り入れた**新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金**
- (2) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
- (3) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス対策マル経融資**
- (4) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**
- (5) 株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス対策衛経融資**
- (6) 株式会社商工組合中央金庫から借り入れた**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
(中小企業等向け制度に限ります。)

※ (2)から(6)は、令和4年9月30日までの借入分に限ります。

※ 借り入れた制度資金名が分からない場合は、借り入れた金融機関に直接確認してください。

4 補助金額

借換等によって発生する利子と保証料に対して補助金額を算出し、合計額を交付します。

(1) 利子分の補助金額

補助額は、借入額に2%の補助率を乗じて算出した額とします。

ただし、一事業者の補助対象借入限度額は2,000万円とし、算出額の1,000円未満の端数は切り捨てます(補助上限額は40万円)。

また、算出額が借入額にかかる利子相当額(返済予定表の利子額の合計額)を上回るときは、利子相当額を補助額とします(1,000円未満の端数は切り捨てます)。

【参考例】

A：借入1,000万円、利子相当額15万円のとき。

借入額×2%=1,000万円×2%=20万円

ただし、算出額(20万円)が、利子相当額(15万円)
を上回っているため、補助額は15万円

B : 借入 3,000 万円、利子相当額 30 万円の時。

借入額が補助対象借入限度額を超えている (3,000 万円 > 2,000 万円) ため、借入額は 2,000 万円として算出する。

借入額 × 2% = 2,000 万円 × 2% = 40 万円

ただし、算出額 (40 万円) が、利子相当額 (30 万円) を上回っているため、補助額は 30 万円

(2) 保証料分の補助金額

補助額は、補助対象者が負担する額となります (1,000 円未満の端数は切り捨てます)。

ただし、一事業者の補助上限額は 40 万円とします。

※補助対象者が負担する額とは、「信用保証決定のお知らせ」に記載のある「お客様負担額」、又は「信用保証書」の「一括支払額」となります。

5 申請

法人や個人事業者ごとに申請してください。

(1) 申請期限

令和 **6** 年 **12** 月 **27** 日 (金) ※消印有効

(2) 申請方法

① 原則として **郵送**

※窓口の混雑防止及び円滑な交付を行うため、ご理解、ご協力をお願いします。

② 提出書類 (写しは、【A4 サイズ】での提出をお願いします。)

ア 霧島商工会議所・霧島市商工会を通じて制度資金を利用した事業者の方

- a 申請書類提出用チェックリスト
- b 委任状【第 1 号様式の 2 (別紙含む)】
- c 補助額算出シート
- d 誓約書兼同意書【第 2 号様式】
- e 滞納なし証明
- f 補助金の振込先口座に係る通帳の写し

<県の融資の場合>

- g 借換後又は条件変更後の、「返済予定明細」、「返済予定表」、「支払額

明細書」(金融機関により名称が異なります)のいずれかの写し

h **【借換のとき】**借換前の「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」又は「信用保証書」の写し、及び、借換後の「信用保証書」の写し

i **【条件変更のとき】**条件変更前及び条件変更後の「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」又は「信用保証書」の写し

<公庫等の融資の場合>

j 借換前及び借換後の「お支払額明細書」の写し

イ ア以外の事業者の方

a 申請書類提出用チェックリスト

b 補助金交付申請書兼請求書【第1号様式の1(別紙含む)】

c 補助額算出シート

d 誓約書兼同意書【第2号様式】

e 滞納なし証明

f 補助金の振込先口座に係る通帳の写し

<県の融資の場合>

g 借換後又は条件変更後の、「返済予定明細」、「返済予定表」、「支払額明細書」(金融機関により名称が異なります)のいずれかの写し

h **【借換のとき】**借換前の「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」又は「信用保証書」の写し、及び、借換後の「信用保証書」の写し

i **【条件変更のとき】**条件変更前及び条件変更後の「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」又は「信用保証書」の写し

<公庫等の融資の場合>

j 借換前及び借換後の「お支払額明細書」の写し

※ 申請様式は霧島市ホームページからダウンロードできます。

※ 記載間違いの際は、該当箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。

※ 借換後の添付書類は、「信用保証書」の写しが必要です。「信用保証書」については借入先金融機関にご相談ください。また、「返済予定表」を紛失されている場合も、併せてご相談ください。

■市のホームページ

「霧島市新型コロナウイルス感染症関連制度資金
に係る商工業者融資支援事業」で検索



③ 提出先

霧島商工会議所を通じて制度資金を利用した事業者の方	霧島商工会議所 〒899-4332 霧島市国分中央三丁目 44 番 36 号 霧島商工会議所「商工業者融資支援事業」 担当 宛
霧島市商工会を通じて制度資金を利用した事業者の方	霧島市商工会 〒899-5106 霧島市隼人町内山田一丁目 14 番 10 号 霧島市商工会「商工業者融資支援事業」 担当 宛
<u>上記以外</u> の事業者の方	霧島市役所商工振興課 〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号 霧島市役所商工振興課「商工業者融資支援事業」担当 宛

6 支給までの流れ

①申請書類の提出



②申請書類の受付



③申請書類の内容審査



④交付・確定決定通知書の送付



⑤支給

※商工会議所・商工会へ提出した書類は、
商工会議所・商工会から当課に送付されます。

※当課に申請書類が到着した日を受付日
とします。

※不備がある場合は電話連絡します。

※指定口座へお振込みします。
現金での支給はできません。

原則、受付日（不備等がある場合は、不備が解消された日）の属する月の
翌月第 3 木曜日に振り込みます。

ただし、年末年始は通常より時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

よくあるご質問（Q & A）

Q 1 店舗はありませんが事業は行っています。対象になりますか。

A 店舗のない事業の場合、申請日において現に市内で事業を営んでおり、同日において霧島市に住民登録している必要があります。

Q 2 霧島市外に本社があり、事業所(店舗)が霧島市にある場合は対象になりますか。

A 事業所が霧島市にあり、法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q 3 事業所(店舗)は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか。

A 要件を満たせば対象となります。

Q 4 個人事業主で、事業所(店舗)は霧島市外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか。

A 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q 5 3月まで事業を営んでおり、4月に廃業したのですが補助金をもらえますか。

A 既に廃業している方は対象になりません。

Q 6 ラブホテルは対象になりますか。

A 「性風俗関連特殊営業」に当たるため対象とはなりません。同様に、店舗型アダルトショップも対象とはなりません。

Q 7 市税にはどのようなものがありますか。

A 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

Q 8 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）が、どうすればいいですか。

A 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）、市内の金融機関に申請書類一式を準備しています。

Q9 補助金はいつ頃支給されますか。

A 提出書類に不備等がなければ、受付日（市役所に届いた日）の属する月の翌月の第3週の木曜日に振り込みます。

ただし、商工会議所・商工会を通じて申請された事業者の方は、商工会議所等から市役所に届いた日が受付日となりますので、予めご了承ください。

また、年末年始は通常より時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

審査の結果、交付が決定しましたら、交付額、振込日を記載した交付決定・確定通知を送付します。

Q10 補助金の使途に制限はありますか。

A 制限はありません。

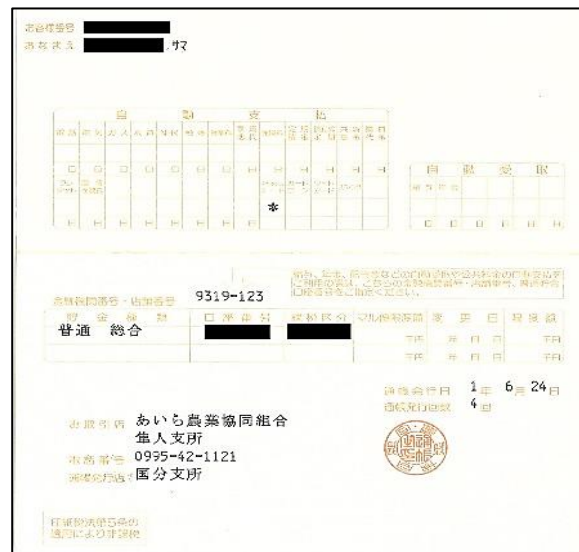
Q11 補助金は現金での支給ですか。

A 現金での支給は行いません。申請者の指定する金融機関口座に振り込みます。

Q12 補助金の振込口座は任意の名義でいいですか。

A 法人の場合は申請法人の代表者名、個人事業主であれば事業主名の口座で申請してください。通帳の写しは通帳を開いた1～2ページを提出してください。

※金融機関によっては、表紙に口座番号の記載がある通帳もありますので、その際は、1～2ページに加え、表紙の写しも提出してください。



Q13 なぜ、対象となるのはゼロゼロ融資だけなのですか。

A ゼロゼロ融資の返済が本格化することに伴い、債務が増大した事業者の返済負担の軽減を図るため、国や鹿児島県は新たな制度や資金を創設しました。

このことに伴い、霧島市としても、市内の商工業者が安心して事業が継続できるよう、負担軽減を図るために創設した事業となるため、ゼロゼロ融資の借換等を対象としています。

Q14 どのような場合が補助の対象となるのですか。

A 申請要領の【2 対象者】と【3 対象となる制度資金】、そして、次の表を参考にしてください。

ゼロゼロ 融資の 区分	借換・ 条件変更 の区分	利子・ 保証料 の区分	補助 対象	備 考
県 〔 下記(1) 〕	借換	利子	○	鹿児島県中小企業融資制度資金の「伴走支援型借換支援資金」への借換が対象。
		保証料	○	
	条件変更	利子	×	対象外
		保証料	○	直近の条件変更に係るもの。
公庫等 〔 下記 (2)~(6) 〕	借換	利子	○	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」への借換が対象。
	条件変更	利子	×	対象外

※ 令和6年度の補助対象となるのは、令和6年2月1日以降、6月30日までに借換・条件変更を行ったものとなります。

- (1)鹿児島県中小企業制度資金から借り入れた**新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金**
- (2)株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
- (3)株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス対策マル経融資**
- (4)株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**
- (5)株式会社日本政策金融公庫から借り入れた**新型コロナウイルス対策衛経融資**
- (6)株式会社商工組合中央金庫から借り入れた**新型コロナウイルス感染症特別貸付**

※ (2)から(6)は、令和4年9月30日までの借入分に限りです。

Q15 公庫の借入の場合、保証料分の補助はないのですか。

A 日本政策金融公庫の資金を借り入れる際には保証料が発生しないため、申請者に負担が生じないことから、保証料分の補助金はありません。

Q16 なぜ、県の資金は、「伴走支援型借換支援資金」のみが対象なのですか。

A Q13と関連しますが、鹿児島県が創設した資金が「伴走支援型借換支援資金」であるため、この資金を対象としています。

Q17 期間内に、条件変更を行った融資を、その後、借換を行っています。このような場合は、いずれも補助の対象となるのですか。

A なりません。この場合は、借換が補助の対象となります。

Q18 期間内に条件変更を何度か行いましたが、全てが補助の対象となりますか。

A なりません。期間内の申請日直近の条件変更が補助金の対象となります。

Q19 ゼロゼロ融資と他の融資を併せて借換を行いました。この場合も対象となりますか。

A 対象となります。

Q20 公庫の融資の借換と、県の融資の借換を行いました。このような場合はどちらのみが補助の対象となるのですか。また、申請はどのように行えばよいのですか。

A どちらも補助の対象となりますが、利子分、保証料分とも、補助金の上限額以内での補助となります。

また、申請書については、それぞれ必要となるため、2件の申請となりますが、場合によっては1件のみの申請となります。

【参考例1】

A（公庫融資借換）：借入 1,500 万円、利子相当額 25 万円

B（県融資借換）：借入 1,000 万円、利子相当額 20 万円、
保証料（本人負担分）30 万円 の場合

Aについて

利子補助分は、 $1,500 \text{ 万} \times 2\% = 30 \text{ 万円}$

ただし、算出額が利子相当額を上回るため、利子補助額は 25 万円

保証料は発生しないため、保証料補助額は 0 円

Bについて

利子補助分は、 $1,000 \text{ 万円} \times 2\% = 20 \text{ 万円}$

ただし、利子補助分は 40 万円（借入額 2,000 万円）が上限となっており、

A の利子補助分で 25 万円が支給されるため、

$40 \text{ 万円(上限額)} - 25 \text{ 万円(申請済額)} = 15 \text{ 万円}$

保証料補助 = 本人負担額 = 30 万円 (<40 万円：上限額以内)

よって、補助申請は、A と B で 2 件申請をし、補助合計額は 70 万円となります。

【参考例 2】

- C（公庫融資借換）：借入 1,500 万円、利子相当額 25 万円
D（県融資借換）：借入 2,500 万円、利子相当額 50 万円、
保証料（本人負担分）30 万円 の場合

Cについて

利子補助分は、 $1,500 \text{ 万} \times 2\% = 30 \text{ 万円}$
ただし、算出額が利子相当額を上回るため、利子補助額は 25 万円
保証料は発生しないため、保証料補助額は 0 円

Dについて

利子補助分は、 $2,500 \text{ 万円} > \text{補助借入限度額 } 2,000 \text{ 万円}$ のため、
 $2,000 \text{ 万円} \times 2\% = 40 \text{ 万円}$
保証料補助 = 本人負担額 = 30 万円

<パターン①>

Cの申請で、利子分 25 万円の補助
Dの申請で、利子分 15 万円（40 万円 - 25 万円）、
保証料分 30 万円の補助
2 件の申請で、補助合計額 70 万円

<パターン②>

Dのみの申請で、利子分 40 万円の補助
保証料分 30 万円の補助
1 件の申請で、補助合計額 70 万円

よって、この場合は<パターン②>により、Dのみの 1 件の申請となります。

* 補助金額の算出については、補助金額算出シートをお使いください。

Q21 対象となる県（又は公庫）の借換が複数ありますが、その全てが補助の対象となりますか。

A 複数ある場合でも補助対象となります。

ただし、補助上限額は 1 事業者あたり、利子分、保証料分ともそれぞれ 40 万円となりますので、複数ある場合でも、補助合計額は上限額以内となります。

Q22 補助金額はいくらになりますか。

A 補助額算出シートで算出した額を目安としてください。

上限額は、利子分が、補助率 2% で、補助借入上限額 2,000 万円であるため、40 万円、保証料分が 40 万円となります。

正式な支給額は、支給が決定した際に送付する決定通知書でご確認ください。

Q23 関係書類は必ず添付しなければ補助金は支給されませんか。

A 資金がゼロゼロ融資であるか、対象となる借換や条件変更であるか、保証料の本人負担額、利子支払予定額等の確認ができなければ補助金の支給ができないことから、添付が必要となります。申請要領の 5 申請、次表、チェックシートでご確認ください。

区 分		(借換又は条件変更) 前	(借換又は条件変更) 後
県の融資	借換 のとき	・「信用保証決定のお知らせ (お客様用)」、または、 「信用保証書」の写し	・「 <u>信用保証書</u> 」の写し* ・返済予定表の写し
	条件変更 のとき	・「信用保証決定のお知らせ (お客様用)」、または、 「信用保証書」の写し	・「信用保証決定のお知らせ (お客様用)」、または、 「信用保証書」の写し ・返済予定票の写し
公庫等の 融資	借換のみ	・「お支払額明細書」の写し	・「お支払額明細書」の写し

*「信用保証決定のお知らせ (お客様用)」ではなく、「信用保証書」の写しが必要です。

「信用保証書」の写しについては、借入先の金融機関にご相談ください。

Q24 申請書類に不備があった場合、補助金は支給されませんか。

A 不備がある場合は申請書に記載されている連絡先に電話連絡します。不備が解消される場合には支給します。

Q25 申請書類を郵送で行った場合、締切日の消印で有効ですか。

A 令和 6 年 12 月 27 日 (金) の消印分まで受け付けします。

【問い合わせ先】

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話 : 0 9 9 5 - 6 4 - 0 9 1 2

F A X : 0 9 9 5 - 6 4 - 0 9 5 8

メー ル : shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L : https://www.city-kirishima.jp

受付時間 : 土日・祝日・年末年始を除く、午前 8 時 15 分～午後 5 時